琵琶湖河川レンジャー活動要領

(趣旨)

第1条 この活動要領は、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所が管轄する区域及び その周辺において活動する琵琶湖河川レンジャー(以下「河川レンジャー」という) の役割と活動要領について定めるものである。

(定義)

第2条 令和3年8月に策定された淀川水系河川整備計画(変更)では、河川レンジャーは 「行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとと もに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズ の収集を行う」としている。

> 琵琶湖河川レンジャーは、さらに住民と住民ならびに住民と行政との連携・協働を 琵琶湖河川事務所の直轄管理する区域及びその周辺で行うものとする。

(責務)

第3条 河川レンジャーは、第2条に規定した活動を自発的に行う有識者であり、河川レンジャーの制度が適正に運用されるようにつとめるものとする。なお、河川レンジャーの活動は、個人や特定の団体の活動と区別されなければならない。

(活動拠点)

第4条 河川レンジャーの活動拠点は、水のめぐみ館ウォーターステーション琵琶(滋賀県 大津市黒津4-2-2)とする。

(任命及び解任)

- 第5条 河川レンジャーは、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。
 - (1)河川レンジャー制度運営委員会(以下「運営委員会」という。)の審査を経て、同委員会から任命されること。
 - (2)「河川レンジャー活動の理念・あるべき姿」を遵守すること。
 - (3) 成年であること。
 - 2 河川レンジャーがやむを得ない理由により、辞任を申し出た時は、運営委員会はこれを審議して解任することができる。
 - 3 第10条に定める年度報告の審査の結果、活動内容の妥当性が認められなかった場合 には、運営委員会は河川レンジャーを解任することができる。

- 4 次の各号に掲げる内容のいずれかに該当する時は、運営委員会はこれを審議して河川 レンジャーを解任するものとする。
 - (1) 河川レンジャー制度の信頼を著しく失墜する行為をおこなったとき。
 - (2)活動の意志がないと認められるとき。
 - (3) 公序良俗に反する行為があったとき。
 - (4) 心身故障のため、活動の執行に堪えないとき。
 - (5)活動中において宗教活動、政治活動、営利活動を行ったとき。
 - (6) 法令に違反する行為があったとき。
 - (7) その他本活動要領に違反したとき。

(活動休止及び再開)

第6条 河川レンジャーがやむを得ない理由により、長期間にわたり活動を休止する場合、 または活動を再開する場合は、運営委員会の承認を得るものとする。

(任期)

第7条 河川レンジャーの任期は、任命された日から当該翌年度の3月31日までとする。 ただし、再任は妨げない。

(活動支援)

- 第8条 河川レンジャーの活動を支援するために、河川レンジャー活動支援室(以下「支援室」 という)をウォーターステーション琵琶内におく。
 - 2 レンジャーの活動を適正かつ円滑にするために、支援室に河川レンジャーマネージャー(以下「マネージャー」という。)をおく。
 - 3 運営委員会は、支援室職員の中からマネージャーを任命し、第5項の任務が適正に行われているかを審査する。
 - 4 マネージャーの任期は、1年間とする。ただし、再任は妨げない。
 - 5 マネージャーの任務は、運営委員会が下記に定める。
 - (1) 河川レンジャーミーティング(以下「ミーティング」という。)等の河川レンジャーが主体となる各種会議、活動行事等の日程調整
 - (2) ミーティングの司会・進行、議事録作成
 - (3) 河川レンジャーが運営委員会に提出する活動計画書や活動報告の作成、その他活動の実施にあたっての助言等
 - (4) 河川レンジャー活動成果のとりまとめとその広報
 - (5) 河川での様々な住民及び行政の活動に関する各種情報を河川レンジャーへ提供
 - (6) 運営委員会に対する河川レンジャーからの河川レンジャー活動に関する要望、および河川レンジャー制度に関する意見具申の内容整理と手続きを行う。
 - (7) 河川レンジャーの活動に対するマスメディア等からの取材受付
 - (8) その他レンジャー活動の支援に関する事項

- 第9条 河川レンジャーの活動を継続的に実施するため、河川レンジャーの中に河川レンジャーチーフを置くことができる。
 - 2 河川レンジャーチーフは、河川レンジャーとしての経験等を考慮して運営委員会が任 命する。
 - 3 河川レンジャーチーフの任期は、任命された日から河川レンジャーの任期終了までと する。ただし、再任は妨げない。
 - 4 河川レンジャーチーフに任務は、運営委員会が下記に定める。
 - (1) 琵琶湖河川レンジャーのまとめ役として各主体との連絡・調整
 - (2) 河川レンジャーの方向性の確認
 - (3) 退任する河川レンジャーの情報の引継ぎ
 - (4) その他河川レンジャーの活動の継続性を持たせるための活動
 - 5 河川レンジャーチーフに任命された河川レンジャーの活動計画及び活動報告には前項 の内容を含むものとする。

(活動計画)

第10条 河川レンジャーは、任命後速やかに任期内の活動計画を作成し、運営委員会の承認 を得て活動を行うものとする。なお、活動計画を大きく変更するときは、速やかに計 画変更書を運営委員会に提出し、同委員会の承認を得なければならない。

(活動報告)

- 第11条 河川レンジャーは、活動の内容、経過及び結果を運営委員会に報告し、承認を得る ものとする。
 - 2 河川レンジャーは、第1項の活動報告を原則として毎月提出するものとする。
 - 3 河川レンジャーは、任期中の各年度末に、当該年度活動内容の報告を運営委員会に対して行い、活動内容の審査を受けるものとする。

(研修)

第12条 河川レンジャーは、運営委員会に対して、活動資質を高めるための研修講座の開講 を要請することができるものとする。

(謝金等)

- 第13条 河川レンジャーへの謝金は月払いとし、適正な活動内容に対して支給するものとする。
 - 2 河川レンジャーの活動及びその報告に要する経費は謝金の中に含まれるものとする。 なお、活動報告に要する交通費は別途支給するものとする。
 - 3 河川レンジャーの謝金額は別途定める。

(保険の加入)

- 第14条 運営委員会は、河川レンジャーが、活動計画に基づく活動を行うに当たっては、事前に、傷害保険等に加入する。
 - 2 前項の保険への加入及び保険履行等の手続きは、レンジャー活動支援室がこれを行う。

(活動要領の改正)

第15条 本活動要領の改正は、運営委員会規約第4条第2項に基づいてこれを行うものとする。

附則

この活動要領は、平成22年4月1日から施行する。

改正 平成27年3月10日

改正 令和6年3月6日